

今回の補正予算に盛り込んだ「新たなセーフティネット」について

平成21年5月12日

○ 基本的考え方

現下の雇用情勢の悪化に迅速に対応するため、雇用のセーフティネット施策の一環として、社会・援護局所管の以下の4つの施策が一体となり、離職者に対する総合的支援を実施

○ 具体的施策

【臨時特例つなぎ資金貸付】

- ・生活に困窮した離職者に公的支援を受けるまでの当面の生活費を貸付
→ 切れ目のない支援を実現
- ・失業給付、就職安定資金貸付など雇用施策へのつなぎ、継投策としての役割
→ 福祉施策へのつなぎに止まらない、生活福祉資金制度とは別の仕組み

【住宅手当】

- ・住居確保支援対策の強化：就職には住居の確保が不可欠
- ・住居に要する費用を単独・有期間で支給、これまでにない試み
- ・今回は緊急対策として時限措置
→ 新たなセーフティネット施策の実施

【生活福祉資金貸付事業の抜本見直し、総合支援資金の創設】

- ・低所得者の資金ニーズに柔軟に対応できる新たなスキームを構築
 - 資金種類の整理
 - 総合支援資金の創設による継続的相談支援と一体となった生活立て直し支援
 - 連帯保証人なしの貸付の実施
 - 貸付利率の引き下げ
- ・貸付原資の確保、欠損補てん積立金の積立
円滑かつ十分な貸付を実施していくための基盤を確保し、あわせて既存債権を適切に整理
→ 社会福祉協議会において、より積極的に貸付を推進
低所得者等の支援のニーズに迅速・的確・着実に対応、より利用しやすく、身近な制度へと変革

【ホームレス対策事業の拡充】

- ・小規模施設の借り上げ方式の推進と巡回相談の実施
→ ホームレス一時宿泊施設の設置促進と相談支援の機動的推進

○ 今回の取組の意義

- ・雇用政策と福祉政策の連携のかけ橋
- ・新たなセーフティネット施策の構築
- ・社会福祉協議会の運営：より身近に、住民福祉に根ざした取組の推進